

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を抗議する決議の件

上記決議案を次のとおり西宮市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月17日提出

提出者	西宮市議会議員	山田	ますと
	〃	福井	浄
	〃	うえだ	あつし
	〃	大原	智
	〃	菅野	雅一
	〃	篠原	正寛
	〃	澁谷	祐介
	〃	田中	正剛
	〃	中尾	孝夫
	〃	野口	あけみ

## ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を抗議する決議（案）

ロシアは、去る2月24日にウクライナへの軍事侵攻を開始し、子どもを含む民間人も多数の死傷者が出ている。このような武力による一方的な現状変更の試みは、国際社会の平和と安全を著しく損なう暴挙であり、ウクライナ国民の生命及び財産、自由が奪われていることに、深い悲しみと強い怒りを覚える。

また、ロシアのプーチン政権は、今回の軍事侵攻に際して核兵器使用について示唆しているが、核兵器の使用はもちろん、核兵器による威嚇もあってはならない。昭和58年（1983年）に兵庫県内で一早く「平和非核都市宣言」を掲げ、世界中に核兵器の廃絶と、平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを訴えてきた西宮市の議会として、断じて容認することはできない。

西宮市議会は、ロシアに対して、今般のウクライナへの軍事侵攻を厳しく抗議するとともに、ロシア軍の即時無条件での撤退、国際法・国連憲章の遵守を強く求める。

また、政府においては、国際社会とも連携し、一日も早い平和的解決に向けた外交努力を行うよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月 日

西 宮 市 議 会